離婚時の厚生年金の分割制度

離婚等をしたときに厚生年金の標準報酬を当事者間で分割することができる制度には、「離婚時の厚生年金の分割制度（合意分割制度）」と「離婚時の第３号被保険者期間についての厚生年金の分割制度（３号分割制度）」があります。請求期限は原則、どちらも離婚等をした日の翌日から起算して２年です。

● 合意分割制度

婚姻期間中に厚生年金記録（標準報酬月額・標準賞与額）がある場合、その婚姻期間中の厚生年金の保険料納付記録を、当事者間で合意した割合に基づき分割することができる制度です。

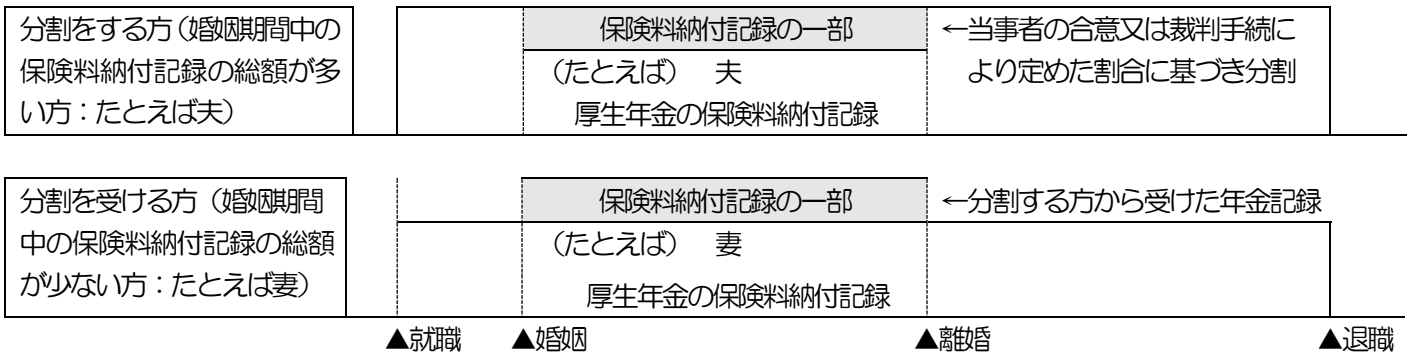

● ３号分割制度

平成20年５月１日以後に離婚された場合に、平成20年４月１日以後の「国民年金の第３号被保険者期間中」の相手方の厚生年金の標準報酬を２分の１ずつ、当事者間で分割することができる制度です。

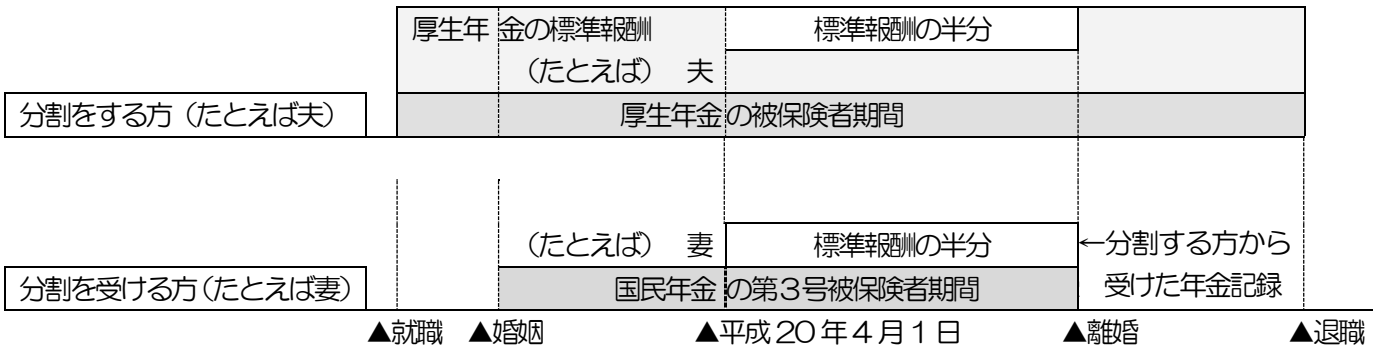

● 合意分割制度と３号分割制度の主な相違点

	合意分割制度	３号分割制度
分割の対象となる離婚等	①　離婚した場合 ②　婚姻の取消をした場合 ③　事実婚の解消をしたと認められた場合	①　離婚した場合 ②　婚姻の取消をした場合 ③　事実婚の解消をしたと認められた場合 ④　離婚の届出をしていないが、事実上離婚したと同様の事情があると認められた場合
分割される対象	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬	婚姻期間のうち、平成20年４月１日以後の、当事者の一方が第３号被保険者期間中の相手方の厚生年金の標準報酬
分割の方法	婚姻期間中の厚生年金の標準報酬が多い方から、少ない方に対して標準報酬を分割	第３号被保険者期間中に厚生年金の被保険者であった方から、第３号被保険者であった方に対して標準報酬を分割
分割の割合	当事者の合意又は裁判手続により定められた年金分割の割合	２分の１の割合（固定）
手続の方法	当事者の一方による請求	被扶養配偶者として第３号被保険者であった方による請求

キリン社会保険労務士事務所　特定社会保険労務士　入来院 重宏
〒184－0004　東京都小金井市本町１－８－14 サンリープ小金井 305　ＴＥＬ042－316－6420